

平成27年度 東京都非正規労働者雇用環境整備支援事業募集要項

1 趣旨

パートタイマー、アルバイト、契約社員など非正規労働者（以下、パートタイム労働者等といいます）の雇用環境の改善に取り組む中小企業等を支援するとともに、その優れた取組を広く普及していくことにより、パートタイム労働者等の能力が一層発揮できる働きやすい雇用環境整備の促進を図ります。

2 募集内容

パートタイム労働者等の人事制度、賃金制度、教育訓練などの雇用環境の改善に取り組む次の中小企業等を募集します。

トライ企業	これからパートタイム労働者等の雇用環境の改善計画を策定・実施しようとしている中小企業等
レベルアップ企業	平成25年度までにトライ企業として申し込み、更なる改善に取り組む計画を実施しようとしている中小企業等

3 トライ企業

(1) 応募資格

- ① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に定める中小企業者及び従業員300人以下の社団法人、財団法人等のうち、都内に本社又は主たる事業所を置く中小企業等
- ② 原則としてパートタイム労働者等を現に雇用している中小企業等

(2) トライ企業への支援

改善計画の策定のため、中小企業等から申込みがあり、適当と認められるときは、**社会保険労務士、中小企業診断士等の専門家を派遣**します。
派遣回数は、原則として1社につき**5回(1回2時間程度)**を限度とします。

(3) 改善計画の内容

策定する改善計画は、次のいずれにも適合することが必要です。

- ① 改善計画の内容が、当該企業が雇用するパートタイム労働者等の雇用環境の改善を図るために適法かつ適切なものであること。
- ② 改善計画を実施することにより、当該企業におけるパートタイム労働者等の雇用環境が従前と比較して改善が図られるものであること。
- ③ 当該企業におけるパートタイム労働者等の雇用環境の改善に効果的であると知事が認めるものであること。
- ④ 改善計画の実施期日を申請の日の属する年度の翌年度末までに設定していること。

(4) 改善計画の認定

トライ企業が計画の認定を申請したときは、上記3(3)のいずれにも適合すると認められる場合は、計画を認定します。

4 レベルアップ企業

(1) 応募資格

- ① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に定める中小企業者及び従業員300人以下の社団法人、財団法人等のうち、都内に本社又は主たる事業所を置く中小企業等
- ② 原則としてパートタイム労働者等を現に雇用している中小企業等
- ③ 平成25年度までにトライ企業として専門家派遣を受けていること

(2) レベルアップ企業への支援

改善計画の改定（レベルアップ計画）のため、中小企業等から申込みがあり、適当と認められるときは、社会保険労務士、中小企業診断士等の専門家を再度派遣します。派遣回数は、原則として1社につき3回(1回2時間程度)を限度とします。

(3) レベルアップ計画の内容

策定するレベルアップ計画は、次のいずれにも適合することが必要です。

- ① レベルアップ計画の内容が、当該企業が雇用するパートタイム労働者等の雇用環境の改善を図るために適法かつ適切なものであること。
- ② 当該企業におけるパートタイム労働者等の雇用環境について、トライ企業として実施した改善計画と比較して更なる改善が図られるものであること。
- ③ 当該企業におけるパートタイム労働者等の雇用環境の改善に効果的であると知事が認めるものであること。
- ④ レベルアップ計画の実施期日を申請の日の属する年度の翌年度末までに設定していること。

(4) レベルアップ計画の認定

レベルアップ企業が計画の認定を申請したときは、上記4(3)のいずれにも適合すると認められる場合は、計画を認定します。

5 金融支援

改善計画又はレベルアップ計画を策定し、知事の認定を受けた企業は、株式会社商工組合中央金庫（商工中金）の優遇融資制度の申込を行うことができます。

※ 商工中金の優遇融資は、商工中金の定める条件があります。（詳しくは、商工中金の本支店までお問合せ下さい。）

※ 融資の可否は、東京信用保証協会及び金融機関の審査の結果によります。

6 普及啓発

トライ企業又はレベルアップ企業にて実施した取組について、事例集を作成するとともに東京都ホームページ等で公表して、広く都内企業等に周知し、普及を図ります。

7 応募方法等

(1) 提出書類

- ① トライ企業に応募する場合
申請書（様式第1号、様式第1号別紙）、派遣申込書（様式第3号）
- ② レベルアップ企業に応募する場合
申請書（様式第1号、様式第1号別紙、派遣申込書（様式第3号の2）

※ 様式の入手方法

➤ 「TOKYO はたらくネット」

(http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/equal/try_kigyou/index.html)よりダウンロード

(2) 提出先及び提出方法

上記7(1)の書類を、会社所在地を管轄する東京都労働相談情報センター（所在地等は下記7(4)をご参照）まで、郵送又は持参にてご提出下さい。

(3) 申請受付期間

平成27年4月1日（水曜日）から平成27年12月16日（水曜日）まで

※ 上記期間中であっても、申請数が予定件数に達した際には受付を締め切らせていただきます。

(4) 応募先・問い合わせ先

次のいずれでも受け付けております。

① 東京都労働相談情報センター（会社所在地を担当する事務所にご提出ください。）

事務所	所在地	連絡先	担当地域
飯田橋	千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター9階	TEL：03-5211-2248 FAX：03-5211-3270	千代田区、中央区、新宿区、渋谷区、中野区、杉並区、島しょ
大崎	品川区大崎1-11-1 ゲートシティ大崎ウエストタワー2階	TEL：03-3495-4872 FAX：03-3495-4916	港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区
池袋	豊島区東池袋4-23-9	TEL：03-5954-6505 FAX：03-5954-6502	文京区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区
亀戸	江東区亀戸2-19-1 カメラプラザ7階	TEL：03-3682-6321 FAX：03-3684-6026	台東区、墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区
国分寺	国分寺市南町3-22-10	TEL：042-323-8511 FAX：042-323-8512	立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、昭島市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市、西東京市、西多摩郡
八王子	八王子市明神町3-5-1	TEL：042-645-7450 FAX：042-645-7185	八王子市、府中市、調布市、町田市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市

② 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課雇用平等推進係
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
東京都庁第一本庁舎31階中央
電話 03-5320-4649

(5) 注意事項

- ① 提出された書類等は、返却しません。
- ② 応募受付後、労働相談情報センター又はセンター各事務所の職員が意向等の確認にお伺いします。
- ③ 申込から専門家派遣までは、おおむね一ヶ月程度かかります。
- ④ トライ企業又はレベルアップ企業は、「取組結果報告書」を専門家の派遣終了後1か月以内に提出して下さい。

(6) その他

提出された書類等に含まれる個人情報の取扱いに当たっては、「個人情報の保護に関する法律」、「東京都個人情報の保護に関する条例」及びその他の関係法令を遵守します。

8 取組スケジュールの例 ※平成27年度にトライ企業として申し込んだ場合

